

## 19. 許可手数料

広告物の新規又は更新の許可を受けるに当たっては、許可手数料を納付しなければならない。

### (1) 市（岡山市及び倉敷市を除く。）の区域

各市が定める納付方法により、許可手数料を納付する。

### (2) 町村の区域

県が示す納付方法により、許可手数料を納付する。

(町村の区域における許可手数料) ※市の区域は各市が許可手数料を定めている。

貼り紙、貼り札等	100枚までごとにつき	420円
立看板等	1基につき	420円
アドバルーン	1個につき	1,370円
アーチ	1基につき	2,750円
懸垂幕、横断幕	1個につき	710円
その他の広告物（懸垂幕掲出装置、のぼり、旗を含む。）	1基につき	
(表示面積)		
1㎡未満		410円
1㎡以上 3㎡未満		810円
3㎡ 5㎡		1,170円
5㎡ 8㎡		1,480円
8㎡ 10㎡		1,780円
10㎡以上		
(表示面積－10㎡) ×100円＋1,780円 (1㎡未満端数切り上げ)		